

湯梨浜町家庭子育て支援事業給付金

乳幼児を家庭で育てる

保護者を応援します！

湯梨浜町では、生後8週間を超えて2歳までの乳幼児を、こども園などに預けず、連続して1か月以上にわたって家庭で保育する父母や祖父母に対し、給付金を支給します。

★支給金額 1か月当たり 30,000円（乳幼児1人につき）

* 1か月未満の端数が生じた場合は1日当たり1,000円を支給

★支給方法 支給月（4・7・10・1月）に指定口座へ振込み

* 支給対象期間が終了した場合はその翌月に振り込みます

★支給要件 下記の全ての要件を満たす場合に支給されます

【乳幼児について】

- ・生後8週を超える、2歳までの乳幼児。
- ・町内に住所があり、かつ、実際に町内に居住していること。
- ・保育認定（保育の必要性）を受けていないこと。

おじいちゃん、おばあちゃんが家庭で子育てされる場合も支給対象になります！！

【支給対象者について】

①支給対象者が乳幼児の父または母の場合

- ・町内に住所があり、実際に町内に居住していること。
 - ・家庭で1か月以上継続して子育てしていること。
 - ・育児休業に起因する給付金、手当等を受給していないこと。
 - ・支給対象者及びその配偶者に町税等の滞納がないこと。
- （事実上婚姻関係にある方も対象となります。）

②支給対象者が乳幼児の祖父又は祖母の場合

- ・町内に住所を有し、実際に町内に居住していること。
 - ・父母に代わり乳幼児を家庭で1か月以上継続して子育てしていること。
 - ・乳幼児の父及び母の就業状況が、乳幼児がこども園などに入園する条件を満たしていること。ただし、父母が育児休業中または求職中の場合を除く。
 - ・乳幼児の父母、支給対象者及びその配偶者に町税等の滞納がないこと。
- （事実上婚姻関係にある方も対象となります。）

③支給対象者が生活保護法による保護を受けているときや、里帰り出産などで一時的に湯梨浜町に住所があるときなど、給付金の支給ができない場合があります。

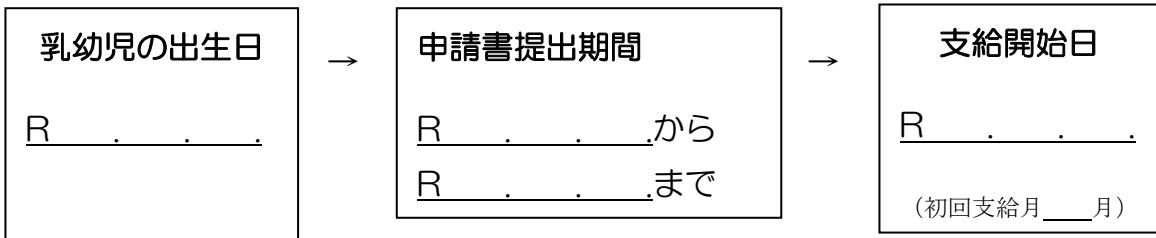




1 提出期間

支給対象となった日から2か月以内に申請してください。

□生後8週間を超えた乳幼児を家庭で子育てし始めてから2か月以内に申請。

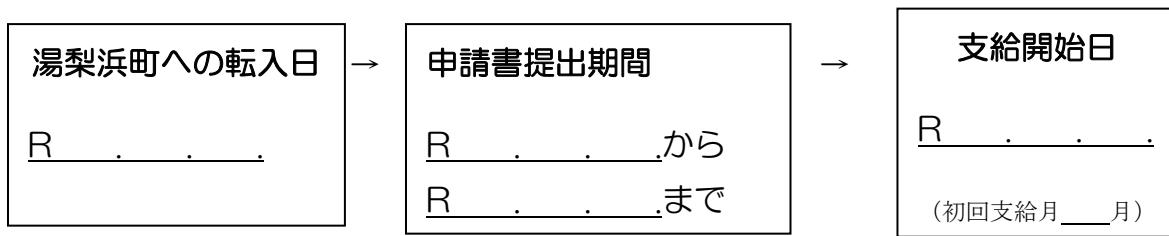


□育児休業手当の受給が終了した日の翌日から2か月以内に申請。

育児休業手当の受給終了日の翌日から支給開始

□湯梨浜町へ転入した日から1か月経過した日から1か月以内に申請。

※里帰り出産など一時的な転入は対象外。 *湯梨浜町へ転入した日から支給開始*



2 支給終了日

支給要件を満たさなくなった日の前日（2歳到達、町外転出、こども園等に入園など）

（注意）年度ごとに支給決定を行うため、年度をまたいで継続して受給する場合は再度申請書を提出する必要があります。

★申請に必要な書類

- ・湯梨浜町家庭子育て支援事業給付金支給申請書
- ・育児休業に係る給付を受けていないことを証するもの（①もしくは②）
 - ① 育児休業給付金受給申請状況証明書
 - ② 資格確認書または国保へ加入していることがわかる書類（被扶養者の方や国保の方）
- ・育児休業に係る給付を受ける期間が終了したことを証するもの
- ・債権者登録届書（すでに登録があり、口座の変更を希望しない場合は不要）
- ・乳幼児との続柄が住民基本台帳で確認できない場合、確認できるもの（父母の戸籍謄本等）
- ・その他、受給資格の調査のために必要な書類の提出を求める場合があります。

★その他

- ・支給決定期間の途中で支給要件を満たさなくなったとき（町外転出、こども園等に入園など）は、湯梨浜町家庭子育て支援事業給付金支給事由消滅届を提出してください。